

川西市社会福祉審議会児童育成専門部会会議公開運用要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川西市社会福祉審議会児童育成専門部会（以下「専門部会」という。）の会議公開の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議公開）

第2条 会議公開は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条の規定に基づき、附属機関等の設置状況の公開、会議の開催日時等の公開、会議の傍聴、会議録の公開等により行うものとする。

（附属機関等設置状況の公開）

第3条 こども部こども家庭室こども・若者政策課（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を記載した附属機関等の設置状況（様式第1号）を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 設置の根拠
- (4) 設置年月日
- (5) 担当事務
- (6) 委員数
- (7) 委員の任期
- (8) 委員の構成（選出基準）
- (9) 諮問答申事項等
- (10) 部会等の名称及び役割
- (11) 委員名簿

2 前項第11号の委員名簿は、役職等、氏名、選出基準等を記載するものとする。

（会議の開催日時等の公開）

第4条 会議の開催日時等は、事前に公開するものとする。

2 前項の公開は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第2号）を、会議開催日の概ね1週間前までに、市政情報コーナー及び川西市ホームページ等において閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 会議名（附属機関等名）
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 会議次第
- (4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由
- (5) 傍聴定員（予定）
- (6) 事務局（担当課）

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報紙への掲載を市長に依頼する

付 則

この要綱は、平成23年 月 日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

川西市社会福祉審議会児童育成専門部会会議公開運用要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川西市社会福祉審議会児童育成専門部会（以下「専門部会」という。）の会議公開の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議公開）

第2条 会議公開は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条の規定に基づき、附属機関等の設置状況の公開、会議の開催日時等の公開、会議の傍聴、会議録の公開等により行うものとする。

（附属機関等設置状況の公開）

第3条 こども部こども家庭室こども・若者政策課（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を記載した附属機関等の設置状況（様式第1号）を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 設置の根拠
- (4) 設置年月日
- (5) 担当事務
- (6) 委員数
- (7) 委員の任期
- (8) 委員の構成（選出基準）
- (9) 諮問答申事項等
- (10) 部会等の名称及び役割
- (11) 委員名簿

2 前項第11号の委員名簿は、役職等、氏名、選出基準等を記載するものとする。

（会議の開催日時等の公開）

第4条 会議の開催日時等は、事前に公開するものとする。

2 前項の公開は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第2号）を、会議開催日の概ね1週間前までに、市政情報コーナー及び川西市ホームページ等において閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 会議名（附属機関等名）
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 会議次第
- (4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由
- (5) 傍聴定員（予定）
- (6) 事務局（担当課）

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報紙への掲載を市長に依頼する

ことができる。

4 傍聴の可否については、会長が事務局と事前に協議して決定する。

(会議の傍聴をすることができる者)

第5条 何人も会議の傍聴をすることができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。

3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね30分前から先着順に行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。

5 専門部会の会議公開に係る傍聴要領は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。

6 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第及び必要に応じて会議資料等を配布するものとする。

7 その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録の公開等)

第7条 事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第3号）を作成するものとする。

(1) 会議名（附属機関等名）

(2) 事務局（担当課）

(3) 開催日時及び開催場所

(4) 出席者（委員・その他・事務局）

(5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由

(6) 傍聴人数

(7) 会議次第及び会議結果

(8) 審議経過（主な発言要旨等）

2 前項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後1箇月以内に専門部会の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

3 前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コーナー及び川西市ホームページにおいて公開し、閲覧に供するものとする。

4 川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第1項第8号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。

5 事務局は、必要と認めるときは、会議結果の川西市広報紙への掲載を市長に依頼することができる。

付 則

この要綱は、平成23年 月 日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

川西市社会福祉審議会児童育成専門部会の会議公開に係る傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市社会福祉審議会児童育成専門部会（以下「専門部会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、開催会場において、会議を傍聴したい旨係員に申し出した上、傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に専門部会の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、専門部会の部会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成23年 月 日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

川西市次世代育成支援対策行動計画（後期計画） 国指定特定事業の目標事業量

事業名	事業 No	指 標	現 状 (21年度)	22年度	目標値	備 考
通常保育事業	39	認可保育所定員数	1,170人	1,160人	1,400人	
延長保育事業	41	実施保育所数	15か所	14か所	17か所	
延長保育事業	41	利用人数	282人	297人	338人	
特定保育事業	44	実施保育所数	1か所	1か所	2か所	
休日保育事業	45	実施保育所数	1か所	1か所	1か所	
一時預かり事業	48	実施保育所数	5か所	5か所	8か所	
病児・病後児保育事業	47	設置箇所数	未実施	未実施	1か所	
病児・病後児保育事業	47	年間延べ利用児童数	未実施	未実施	300人	
放課後児童健全育成事業	52	登録児童数	672人	723人	725人	
地域子育て支援拠点事業	24 25	設置箇所数	3か所	7か所	6か所	
ファミリーサポートセンター事業	174	設置箇所数	1か所	1か所	1か所	

評価指標の区分について

- ① 国の「後期次世代育成支援対策行動計画策定の手引き」に記載があるもの
- ② 第4次川西市総合計画・後期基本計画に記載があるもの
- ③ 川西市が本計画で新たに設定したもの

計画全般に関わる事項

区分	評価指標	評価指標値				備考
		計画策定時	(年度)	22年度	26年度	
①	出生数	1,235人	19	1,193人 (H21)	増加	
①	合計特殊出生率	1.21	20	1.16 (H21)	増加	
①	世帯あたりの子どもの数〔26,056人(18歳未満人口)/58,492世帯(一般世帯数)〕(国勢調査)	0.45人	17	-	増加	2.65人は世帯あたりの人数
②	乳児死亡率(国勢調査)	1.6人	17	-	0.0人	

基本目標Ⅰ こどもの権利と安全を守る

区分	評価指標	評価指標値				備考
		計画策定時	(年度)	22年度	26年度	
①	15歳以下の子どもの交通人身事故発生件数	41件	20	44件	減少	
①	15歳以下の子どもの交通事故死傷者数	86件	20	72件	減少	
①	未成年者(20歳未満)が被害者となった犯罪・事故等の被害件数	278件	20	257件	減少	
③	子どもの虐待を見たり聞いたりしたことのある人の割合(次世代育成支援に関するアンケート調査)	5.1%	20	-	減少	
③	いじめを受けたことがある子どもの割合(子どもの実感調査)〔小学生〕	39.0%	20	37.0%	減少	調査は各年実施 H21年度調査結果
③	いじめを受けたことがある子どもの割合(子どもの実感調査)〔中学生〕	27.0%	20	23.0%	減少	調査は各年実施 H21年度調査結果
③	スクールカウンセラーを配置している学校の割合	9校	20	10校	増加	
②	不登校児童・生徒の割合	0.9%	19	1.0%	0.9%	
②	こどもを守る110番のおうち軒数	1,804軒	19	2,033軒	2,200軒	

基本目標Ⅱ 多様な子育て支援サービスを展開する

区分	評価指標	評価指標値				備考
		計画策定時	(年度)	22年度	26年度	
②	子育てがしやすいと感じる市民の割合(市民実感調査)	22.7%	19	23.5%	30.0%	
②	保育所の入所待機児童数	13人	19	19人	0人	平成23年4月1日現在
①	希望した時期に保育サービスを利用できた人の割合(次世代育成支援に関するアンケート調査)	35.3%	20	-	増加	
②	留守家庭児童育成クラブが楽しいと感じている子どもの割合	82.0%	19	83.2%	90.0%	
②	母子自立支援制度を利用し、就労に結びついた割合	94.7%	19	-	95.0%	算出中

基本目標Ⅲ 母と子のいのちと健康を守る

区分	評価指標	評価指標値				備考
		計画策定時	(年度)	22年度	26年度	
②	妊娠から出産、及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合	67.3%	19	70.4%	75.0%	
③	健康診査を受診した割合(4ヶ月児健康診査)	97.3%	20	96.4%	97.8%	
③	健康診査を受診した割合(10ヶ月児健康診査)	95.7%	20	95.4%	96.0%	
③	健康診査を受診した割合(1歳6ヶ月児健康診査)	97.2%	20	95.7%	98.0%	
③	健康診査を受診した割合(3歳児健康診査)	94.8%	20	95.9%	95.0%	
③	こんにちは赤ちゃん事業訪問率	83.9%	20	93.9%	92.0%	
③	予防接種率(乳幼児法定接種分)	65.3%	19	107.0%	75.0%	H19～H21年度に停止していた日本脳炎の予防接種がH22年度から再開したため
②	むし歯のない3歳児の割合	81.4%	19	83.5%	83.0%	

基本目標Ⅳ 子どもの豊かな個性と生きる力を育む

区分	評価指標	評価指標値				備考
		計画策定時	(年度)	22年度	26年度	
③	小さな子どもとふれあう機会のない児童・生徒の割合〔中学生〕(次世代育成支援に関するアンケート調査)	16.3%	20	—	減少	
③	小さな子どもとふれあう機会のない児童・生徒の割合〔高校生〕(次世代育成支援に関するアンケート調査)	18.9%	20	—	減少	
②	学習内容を理解していると感じている児童の割合(全国学力・学習状況調査)〔小学6年生〕	78.0%	19	84.2%	85.0%	
②	学習内容を理解していると感じている児童の割合(全国学力・学習状況調査)〔中学3年生〕	65.0%	19	75.9%	72.0%	
②	学校に行くことが楽しいと感じている子どもの割合(子どもの実感調査)〔小学生〕	83.0%	19	81.0%	85.0%	調査は各年実施 H21年度調査結果
②	学校に行くことが楽しいと感じている子どもの割合(子どもの実感調査)〔中学生〕	73.0%	19	74.0%	80.0%	調査は各年実施 H21年度調査結果
②	朝ごはんを必ず食べる子どもの割合(全国学力・学習状況調査)〔小学6年生〕	87.0%	19	91.8%	90.0%	
②	朝ごはんを必ず食べる子どもの割合(全国学力・学習状況調査)〔中学3年生〕	82.0%	19	91.1%	85.0%	
②	小学生肥満児出現率	6.8%	19	5.6%	6.0%	
②	特別支援教育の充実度	31.0%	19	41.5%	80.0%	
②	学校・園施設の耐震化率	39.8%	19	53.2%	74.7%	

基本目標Ⅴ 男女が参画し、地域でともに子どもを育てる

区分	評価指標	評価指標値				備考
		計画策定時	(年度)	22年度	26年度	
②	住んでいる地域の学校の様子を知っている市民の割合(市民実感調査)	32.4%	19	35.5%	35.0%	
②	保護者や地域の声が学校運営に反映されていると感じている市民の割合(市民実感調査)	18.5%	19	16.0%	20.0%	
①	育児休業制度の取得状況(次世代育成支援に関するアンケート調査)	17.8%	20	—	増加	

川西市保育所整備計画 平成 22 年度 進捗状況報告書

川西市保育所整備計画第 5 章に計上されている施策・事業の進捗状況を報告します。明朝体(下線付き)で【〇〇〇】……と記載した個所が平成 22 年度末時点の進捗状況です。

1. 基本目標1 待機児童の解消に向けた保育所整備 実現の方策

1) 保育所の整備

項目	整備目標数	整備目標地区
・ 民間認可保育所(新設)	3か所	整備を必要とする地区 ・ 清和台中学校区 <u>【着手済】 川西けやき坂保育園</u> <u>(H23.4 開設)</u> ・ 多田、緑台中学校区 <u>【着手済】 多田こどもの森保育園</u> <u>(H23.4 開設)</u> ・ 川西南中学校区 <u>【着手済】 (仮称)あおい宙川西保育</u> <u>園(H24.3 開設予定)</u>
・ 低年齢児の受入拡大を図るため、既存施設の改築等も含め、保育所定員の見直しを検討する。 <u>【着手済】 川西共同保育園増改築(H23.3 定員増)・つくしんぼ保育所分園開設(H23.4)等</u>		

2) 保育所と幼稚園の連携等

・ 保育所と幼稚園の連携を促進するとともに、認定こども園については、制度の課題などを十分に精査するなど、調査・検討を進める。 <u>【着手済】 清和台めぐみ幼稚園(幼稚園型 H22.4 開設)・エンゼルキッズ清和台(幼保連携型 H23.4 開設)</u>
--

3) 認可外保育所の認可保育所への移行促進

・ 認可外保育所の認可保育所への移行について、その要件を満たすよう支援を検討する。 <u>【着手済】 山子屋保育園(H23.4 認可保育所へ移行)</u>
--

2. 基本目標2 保育の質と地域の子育て支援の向上に向けた保育所整備

実現の方策

1) 保育の質の向上

- ・ 保育士等に対する研修を充実する。

【着手済】 先進園の視察・子育て支援保育士の研修等を実施。

- ・ 保育所への評価制度の導入に努める。

【着手済】 公立保育所の自己評価に取り組み。

- ・ 民間保育所等に対する指導・助言・支援を実施する。

【継続実施】 保育指導専門員の派遣等を実施。

2) 多様なニーズに応える保育

- ・ 病児・病後児保育の実施に向けて取り組む。

【未着手】 速やかに実施に向け取り組む。

- ・ 延長保育、乳児保育、一時預かり事業の拡充等を検討する。

【着手済】 新設・増改築園等で各事業を実施。

- ・ 障がい児保育については、引き続きすべての保育所で実施する。

【継続実施】 必要に応じて保育士の加配(補助)を実施。

- ・ 身近な自然環境とのふれあいや、「食育」への取り組みを進める。

【着手済】 野菜や草花の栽培に取り組むほか、保育所の食育に関するガイドラインを検討中。

3) 地域における子育て支援等の充実

- ・ 公立保育所の拠点化や地域の保育所等とのネットワーク化を検討する。

【着手済】 公立保育所3所(川西南、川西中央、多田保育所)を拠点保育所と位置づけ、地域子育て支援事業を開始し、他の保育所と協力して子育て支援を実施。

- ・ (仮称)地域・家庭支援保育士を配置する。

【着手済】 地域子育て支援保育士を、拠点保育所3所に各2名を配置。

- ・ 園庭開放事業などに、引き続き取り組む。

【継続実施】 公立園・民間園で実施。

3. 基本目標3 安全・安心で快適な保育所整備 実現の方策

1) 公立保育所における対策

- ・ 耐震改修工事を実施する。

【未着手】 市の施設全体の耐震改修の中で速やかな着手に努める。

- ・ 大規模改修等の実施に向け、検討を進める。

【未着手】 具体化に向けた検討を進める。

2) 民間保育所における対策

- ・ 環境改善事業補助を実施する。

【継続実施】 対象となる民間保育所に対し、継続して補助を実施。

※平成22年度川西市保育所整備計画 進捗状況総括表

項目	施策・事業数	備考
【着手済】としたもの	12	平成22年度以降に新規に実施する内容を含む事業
【継続実施】としたもの	4	平成22年度以前から継続して実施している事業
【未着手】としたもの	3	平成22年度末時点で着手(実施)できていない事業